

DATA SENDAIプラットフォーム データ提供・利用規約

第1条（目的）

DATA SENDAIプラットフォーム データ提供・利用規約（以下「本規約」という）は、DATA SENDAIプラットフォームが提供するデータ連携基盤サービス（以下「データ連携基盤」という）を通じて、データを提供および利用する条件等を定めるもの。

第2条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる語は当該各号に定める定義による。

- ① 本プラットフォーム 「DATA SENDAIプラットフォーム」
- ② プラットフォーム規約 「DATA SENDAIプラットフォーム規約」
- ③ 事務局 プラットフォーム規約に定める本プラットフォームの運営事務局
- ④ 会員 プラットフォーム規約に定める本プラットフォームへの登録を完了した者
- ⑤ 提供データ 会員または事務局がデータ連携基盤を通じて提供するデータまたはデータ群
- ⑥ データ提供者 提供データを提供する会員
- ⑦ 派生データ 提供データを加工、分析、編集、統合等することによって新たに生じたデータ
- ⑧ 個人情報等 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定める個人情報、個人データおよび匿名加工情報を総称したもの
- ⑨ 営業秘密 不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第6項に規定する営業秘密

第3条（申請）

- 1 会員は、提供データの提供または利用を希望する場合、本規約に同意した上で、事務局に対し所定の情報を提供することにより、申請することができる。
- 2 事務局は、前項の申請に対するデータ提供または利用の可否を判断し、その結果を当該会員に通知する。
- 3 会員は、申請情報に変更が生じた場合、当該変更事項をすみやかに事務局に通知するものとする。

第4条（データの提供条件）

データ提供者は、提供データの提供に関して以下各項を遵守しなければならない。

- 1 第3条で申請した利用条件の範囲内での提供データの利用を許諾すること。
- 2 提供データに個人情報等が含まれないこと。
- 3 提供データは、適法かつ適切な方法によって取得されたものであること。
- 4 提供データの提供によって、第三者のプライバシー、名誉その他の人格権又は人格的

利益を侵害しないこと。

- 5 提供データの提供によって、第三者の知的財産権を侵害しないこと。
- 6 以下に該当する情報又は事務局が該当すると判断する情報を、事務局の同意なく提供しないこと。
 - ① 暴力的又は残虐な表現を含む情報
 - ② コンピューター・ウイルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報
 - ③ 本市の名誉又は信用を毀損する表現を含む情報
 - ④ わいせつな表現を含む情報
 - ⑤ 差別を助長する表現を含む情報
 - ⑥ 自殺、自傷行為を助長する表現を含む情報
 - ⑦ 薬物の不適切な利用を助長する表現を含む情報
 - ⑧ 反社会的な表現を含む情報
 - ⑨ 他人に不快感を与える表現を含む情報

第5条（データの利用条件）

会員は、提供データの利用に関して以下各項を遵守しなければならない。

- 1 提供データに付された利用条件の範囲内で、提供データを利用すること。
- 2 第3条で申請した利用目的以外の目的で、提供データの利用（派生データを含む）をしないこと。
- 3 提供データを第三者（会員が法人である場合、その親会社、子会社及び関連会社も第三者に含まれる）に開示、提供、漏えいしないこと。
- 4 提供データ及び派生データの管理は、適切な管理手段を用いて、自己の営業秘密と同等以上の管理措置を講ずること。

第6条（提供データの非保証）

事務局は、以下の各号に定める事項について、いかなる表明も保証もしない。

- ① 提供データが、適法かつ適切な方法によって取得されたものであること
- ② 提供データの正確性、完全性、安全性、有効性、提供データが第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないこと

第7条（データの権利帰属等）

- 1 提供データに関する知的財産権等は、データ提供者又はデータ提供者が許諾を得た原権利者に帰属する。第3条における申請は、これらに関する知的財産権等の譲渡、移転を意味するものではない。
- 2 派生データに関する利用権限は、別途合意をした場合を除き、派生データを生成した

者が保有するものとする。そのため、データ提供者は、派生データについて、当該データを生成した者の承諾なく、その内容の訂正、追加または削除を行うことはできない。

- 3 会員は、自らが提供する提供データを除き、提供データについて開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び提供の停止を行うことのできる権限を有しない。

第8条（利用状況の確認）

- 1 事務局は、会員による提供データ又は派生データの利用が、本規約の条件に適合しているか否かを検証するために必要な利用状況の報告や情報提供を、会員に対し求めることができる。
- 2 事務局は、前項に基づく確認の結果、本規約に違反して提供データ又は派生データを利用していたことが発覚した場合、会員に対し利用方法の是正を求めることができ、会員は速やかにこれに応じなければならない。

第9条（違反に関する連絡の義務）

会員は、個人情報等を含む提供データの提供、情報（提供データ又は派生データを含む）の漏えい、関連法令の違反、その他本規約の違反等を発見した場合、すみやかに事務局に連絡しなければならない。

第10条（停止措置）

- 1 事務局は、会員が本規約の規定に違反した場合や、前条に基づく連絡を受けた場合、提供データの提供の停止、提供データ又は派生データの利用の停止、その他必要な措置を講ずることができる。
- 2 会員は、事務局から前項に基づく措置を受けた場合、第3条の申請を再度行い、事務局が許諾するまでの間、当該データを一切使用してはならない。

第11条（データの提供の終了）

データ提供者は、提供データの提供を終了する場合、第3条3項の変更申請により、提供終了の1ヶ月前までに事務局に通知しなければならない。

第12条（データの利用の終了）

- 1 事務局は、会員が以下の各号のいずれかに該当する場合、当該会員が利用する提供データ及び派生データについて返還を求め、又は事務局が定める方法で、当該データ（複製物を含む）の廃棄又は消去を求めることができる。この場合、事務局は、会員に対し、データが全て廃棄又は消去されたことを証する書面の提出を求めることができる。
 - ① 第3条3項の変更申請により、利用終了を通知したとき
 - ② 本規約の規定に違反したとき

- 2 会員は、事務局から前項に基づく求めを受けた場合、それ以降当該データを一切使用してはならない。

第13条（規約の変更）

- 1 事務局は、必要があると判断したときは、本規約を変更できるものとする。
- 2 事務局は、本規約を変更する場合には、会員に対して事前に周知するものとする。

第14条（その他）

本規約に定めのない事項については、プラットフォーム規約の規定に従う。

附則 この規約は、令和6年7月31日から施行する。